

岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査委託業務 プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

本県では、2011年度から2012年度にかけて、岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査を実施し、この調査結果は、本県の地震防災対策の前提となっている。また、国でも南海トラフ巨大地震被害想定の見直しのため調査を行い、2024年度末に結果を公表した。

今後の地震防災対策の基礎資料とするため、2024年度の国の調査と整合を図りつつ、前回調査からの変更点や最新の基礎データ等を反映し、最新の被害想定調査を行うため、今回の業務を発注する。

第2 募集の内容

1 業務名

岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査委託業務

2 業務委託内容

別紙「岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査委託業務仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託費の上限 ※委託費の上限を超える見積額の提案は失格とします

令和7年度 104,800,000円（消費税及び地方消費税込み）

令和8年度 104,800,000円（消費税及び地方消費税込み）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、下記（1）（2）の要件を満たしていることとします。

（1）単独企業

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

③ 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」又は「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は、同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

④ 日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人であること。

⑤ 過去10年間に、国または地方自治体から受託し、類似業務（地震被害想定調査）を行った実績があること。

(2) 共同企業体

上記1 参加者要件 (1) 単独企業の①から④をすべての構成員が満たしていること。
また、1 参加者要件 (1) 単独企業の⑤をいずれかの構成員が満たしていること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、様式1に沿って作成してください。

全体で、日本工業規格A4用紙10枚以内 (A3用紙は2枚に換算。様式2及び見積書は除く) とします。

企画提案書で使用する言語は日本語、通貨は円とします。

(1) 実施主体の適格性

- ① 本事業に類する事業の実施実績
- ② 事業の実施体制
- ③ 事業費の積算

(2) 調査・分析の実施について

- ① 検証等のため収集するデータの提案

※国や他県の同種調査を踏まえ、網羅的に、かつ信頼性の高い情報源から収集する計画となっているか。また、ヒアリングや学術資料の活用など、データの収集手法が具体的かつ実行可能であるかわかるよう、具体的に記載すること。

- ② 被害想定項目の調査・分析手法の提案

※各被害想定項目について、国や他県の先行事例を踏まえた、科学的根拠に基づく調査・分析手法が提案されているか。岐阜県の地域特性を踏まえたメッシュ単位や想定ケースの設定も含め、分析手法の妥当性が高いものになっているかわかるよう、具体的に記載すること。

- ③ 現状と課題の分析手法の提案

※現行の防災対策の状況を的確に分析し、被害想定結果を踏まえた課題の抽出・減災目標の設定と、減災効果の検証が可能な分析手法が提案されているか。抽出された課題に対して、岐阜県の地域特性（地形、人口分布、インフラ配置等）を踏まえた現実的かつ実行可能な対策提言が可能な手法となっているかわかるよう、具体的に記載すること。

- ④ スケジュールについて

※業務全体について、具体的なスケジュール及び実施方法がわかるよう、具体的に記載すること

(3) 社会的課題への取組み

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

- ① 公募要領等の公表・配布 : 令和7年7月1日(火)～令和7年7月24日(木)
- ② 公募要領等に関する質問受付 : 令和7年7月1日(火)～令和7年7月24日(木)
- ③ プロポーザル参加申込受付 : 令和7年7月1日(火)～令和7年7月24日(木)
- ④ 企画提案書の受付 : 令和7年7月1日(火)～令和7年7月31日(木)

⑤ プロポーザル評価会議 : 令和7年8～9月（予定）

⑥ 審査結果の通知・公表 : 令和7年8～9月（予定）

※配布及び受付日は、土日、祝祭日を除く。

（2）公募要領等の配布時間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月24日（木）

午前9時から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）

（3）公募要領等の配布場所

公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／入札・公売／入札公告（WTO案件以外）／公募型プロポーザル」

（https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1）からダウンロードにより入手できます。

また、岐阜県危機管理部防災課（下記第9　問い合わせ先及び各種書類の提出先）でも配布を実施しています。

※来庁の際は、岐阜県庁1階の総合受付にて用件を申し出てください。

※郵便等での配布は行いません。

（4）公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月24日（木）午後5時15分（必着）

午前9時から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（別添1）を岐阜県危機管理部防災課あてに電子メール（ファイル形式は、Microsoft Wordとしてください。）又は郵送にて提出してください。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。また、提出後は、岐阜県危機管理部防災課までお電話ください。

③ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、隨時、上記ホームページ上にて公表します。

（5）プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月24日（木）午後5時15分（必着）

午前9時から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）

② 提出書類

・参加申込書（別添2）

③ 提出方法

岐阜県危機管理部防災課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

なお、提出書類は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。

（6）企画提案書等、書類の提出方法

① 提案書受付期間

令和7年7月1日（火）～令和7年7月31日（木）午後5時15分（必着）

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）

② 提出書類

- ア 企画提案書（様式 1）
- イ 見積書（業務委託実施経費）（様式任意）
- ウ 法人等概要書（様式 2）

③ 提出部数

- 10 部（原本 1 部、副本 9 部）

④ 提出方法

- ・持参又は郵送のいずれかの方法で、岐阜県危機管理部防災課に提出してください。
- ・郵送の場合、必ず「特定記録」として下さい。

（7）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

カ 委託費の上限を超える見積額の提案を行った場合

キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成 12 年岐阜県条例第 56

号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）を岐阜県危機管理部防災課に持参又は郵送により提出してください。

（8）見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額とします。
- ② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税をうち書きすることとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成される「岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査委託業務プロポーザル評価会議」が行います。

2 評価会議

（1）開催日時

令和7年8～9月（予定）

（2）開催場所

岐阜県庁舎内（岐阜県岐阜市薮田南2丁目1-1）（予定）

（3）プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20分以内

その後、構成員からの質疑

（4）注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

（1）選定方法

県が別に定める「岐阜県南海トラフ巨大地震等被害想定調査委託業務プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

- ① 構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、

同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。

③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。

なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。

④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

⑤ ①の構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 第二順位以下の決定方法

第二順位以下についても順位を決定します。その際、複数の同得点者が生じた場合は、

(1) ③の方法と同様に決定します。

(3) 応募者が1者又はない場合の取り扱い

応募者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がない場合には再度公募を検討するものとします。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。公表する内容は以下のとおりです。

(1) 最優秀提案者の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称（申込順）

(3) 全提案者の評価点及び順位点*（価格点及び提案金額を含む）（得点順）

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

*提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、(3)は公表しないこととします。

第5 契約の締結

県は選定した最優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様を確定させたうえで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となります。最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

また、契約の締結に当たって、電子契約サービスを利用して契約を希望される場合は、速やかに岐阜県危機管理部防災課まで申し出てください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、あらかじめ県と協議のうえ、業務の一部を委託することができます。

3 著作権等取扱特記事項の遵守

受託者は、別紙「仕様書」の別記1「著作権等取扱特記事項」を遵守してください。

4 個人情報保護

受託者は、別紙「仕様書」の別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守してください。

5 情報セキュリティ対策

受託者は、「岐阜県情報セキュリティ基本方針」「岐阜県情報セキュリティ対策基準」及び別紙「仕様書」の別記3「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守してください。

6 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

7 立入検査等

県は、事業の執行の適正を期するため必要があるときは、受託者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係帳簿類、その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問を行うことができます。

第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができますとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第8 その他

契約候補者が、岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」または「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル評価会議の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。また、契約後に「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、原則として契約を解除します。

第9 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570

岐阜市薮田南2丁目1番1号（岐阜県庁5階）

岐阜県危機管理部防災課 防災企画係

T E L : 058-272-8189（直通）

電子メールアドレス：c11115@pref.gifu.lg.jp

※来庁の際は、岐阜県庁1階の総合受付にて用件を申し出てください。

別表

1 実施主体の適格性

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
① 本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を十分に生かせることができるか。	5点	4点	3点	1点	0点
② 提出された計画に基づき適正かつ確実に実施できる人員体制であるか。 また、監督指導者は必要な知識、経験、資格等を有しており、指導・監督能力の高い者であるか。	5点	4点	3点	1点	0点
③ 事業費の積算は提案された内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	5点	4点	3点	1点	0点
小計	15点満点				

2 調査・分析の実施について

評価項目	評価基準点				
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
④ 被害想定の検証に必要なデータについて、国や他県の同種調査を踏まえ、網羅的に、かつ信頼性の高い情報源から収集する計画となっているか。 また、ヒアリングや学術資料の活用など、データの収集手法が具体的かつ実行可能なものになっているか。	20点	16点	10点	4点	0点
⑤ 地震動、津波、液状化、建物被害等の各被害想定項目について、国や他県の先行事例を踏まえた、科学的根拠に基づく調査・分析手法が提案されているか。岐阜県の地域特性を踏まえたメッシュ単位や想定ケースの設定も含め、分析手法の妥当性が高いものになっているか。	20点	16点	10点	4点	0点
⑥ 現行の防災対策の状況を的確に分析し、被害想定結果を踏まえた課題の抽出・減災目標の設定と、減災効果の検証が可能な分析手法が提案されているか。抽出された課題に対して、岐阜県の地域特性(地形、人口分布、インフラ配置等)を踏まえた現実的かつ実行可能な対策提言が可能な手法となっているか。	20点	16点	10点	4点	0点
⑦ 業務全体について、具体的なスケジュール及び実施方法を含む提案内容になっており、適切かつ円滑に実施することができるか。	20点	16点	10点	4点	0点
小計	80点満点				

3 社会的課題への取組み

評価項目	評価基準点					
	非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	やや劣る	劣る
⑧ 「環境面の取組み」(1点)、「社会面の取組み」(1点)、「経済面の取組み」(1点)、といったSDGsの三側面への取組みがなされているか。【最大3点】	5点	4点	3点	2点	1点	0点
⑨ ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「シルバーパートナー」に登録されているか。(1点) ぎふSDGs推進パートナー登録制度の「ゴールドパートナー」に登録されているか。(2点)【最大2点】						
小計	5点満点					